

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第104号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表北区役所，上京区役所，中京区役所及び西京区役所の款中「，上京区役所，中京区役所及び西京区役所」を削り，同款区民部の項中「会計係長」を削り，「家屋償却係長」を「家屋係長」に改め，同款福祉部の項中「保護第二係長」を「保護第二係長 保護第三係長」に改め，同款の次に次の1款を加える。

上京区役所，中京区役所及び西京区役所	区民部	総務課	庶務係長 調査係長
		まちづくり推進課	
		市民窓口課	記録係長 窓口係長
		市民税課	管理係長 市民税係長
		固定資産税課	土地係長 家屋係長
		納税課	
	福祉部	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
		支援保護課	支援第一係長 支援第二係長 保護第一係長 保護第二係長
		保険年金課	資格係長 徴収推進係長 保険給付・年金係長
	保健部	健康づくり推進課	管理係長 成人保健・医療係長 母子・精神保健係長
		衛生課	生活衛生係長 食品衛生係長

第1条第1項の表左京区役所の款区民部の項，東山区役所の款区民部の項，山科区役所，南区役所及び右京区役所の款区民部の項，下京区役所の款区民部の項及び伏見区役所の款区民部の項中「会計係長」を削り，「家屋償却係長」を「家屋係長」に改め，同条第5項を次のように改める。

5 係長を置かない課に担当課長補佐又は担当係長を置く。

第2条中第4項を削り，第5項を第4項とし，第6項を第5項とする。

第4条第2項第2号中「第6条区民部の款まちづくり推進課の項第11号」を「第6条区民部の款まちづくり推進課の項第10号」に改める。

第5条中第2項を削り，第3項を第2項とし，第4項を第3項とする。

第6条区民部の款総務課の項第17号中「まちづくり推進課の項第11号」を「まちづくり推進課の項第10号」に改め，同款まちづくり推進課の項第10号を削り，同項第11号を同項第10号とし，同款市民窓口課の項第14号から第17号までを削り，同款市民税課の項中第4号及び第5号を削り，第6号を第4号とし，同項第7号中「，償却資産課税台帳に登録された事項に関するもの及び軽自動車税に関するもの」を削り，同号を同項第5号とし，同項中第8号を第6号とし，第9号を第7号とし，第10号を第8号とし，同号の次に次の2号を加える。

(9) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。

(10) 現金の記録管理に関すること。

第6条区民部の款市民税課の項第11号中「税務」の右に「及び会計」を加え，同号を同項第12号とし，同号の前に次の1号を加える。

(11) 収入及び支出の証拠書類の整理及び保管に関すること。

第6条区民部の款固定資産税課の項第1号中「固定資産税」の右に「(償却資産に係るものを除く。以下この項において同じ。)」を加え，同項第2号中「及び償却資産」を削り，「もの」の右に「及び償却資産」を加え，同項第3号中「固定資産課税台帳」の右に「(償却資産に係るものを除く。)」を加え，同条福祉部の款福祉介護課の項第2号を次のように改める。

- (2) 障害者自立支援法による障害福祉サービス事業（居宅介護，重度訪問介護及び行動援護に係るものに限る。）及び移動支援事業（本市が自ら障害者等の移動を支援する事業を行うものに限る。）の実施に関すること。

第6条福祉部の款福祉介護課の項第5号中「児童手当」の右に「及び子ども手当」を加え，同款支援課の項第1号中「児童福祉センター」を「保健福祉局」に改め，同項第2号中「保健所及び児童福祉センター」を「保健福祉局」に改め，同項第3号中「保健所」を「保健福祉局」に改め，同項第5号中「保健所」を「福祉介護課及び保健福祉局」に改め，同条保健部の款健康づくり推進課の項第2号から第8号までの規定中「保健所」を「保健福祉局」に改め，同項第9号中「保健所及びこころの健康増進センター」を「保健福祉局」に改め，同項第10号から第12号までの規定中「保健所」を「保健福祉局」に改め，同項第13号を削り，同項第14号を同項第13号とし，同款衛生課の項第1号及び第2号中「保健所」を「保健福祉局」に改め，同項第3号を削り，同項第4号中「保健所及び衛生公害研究所」を「保健福祉局」に改め，同号を同項第3号とし，同項第5号中「保健所及び家庭動物相談所」を「保健福祉局」に改め，同号を同項第4号とする。

#### 附 則

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)